

● 給与所得の源泉徴収税額表・月額表、日額表	2
● 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	18
● 源泉徴収のための退職所得控除額の表	20
● 扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表	22
● 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	24
● はじめて源泉徴収事務を担当する方への主な用語の早わかり一覧表	67
● 給与計算の手順とチェックポイント	《折込表その1》
● 給与所得の税額表の適用区分	《折込表その2》
● 税額表の適用欄の求め方の例示	《折込表その2》
● 厚生年金保険・雇用保険の料額(率)表等	《折込表その2(裏)》
● 健康保険標準報酬月額保険料額表	《折込表その3》

解説(計算例) 目次

第1 源泉所得税の改正のあらまし	73
第2 源泉徴収制度のあらまし	78
第3 源泉徴収のために使う税額表等について	83
第4 月額表の見方・使い方	85
第5 日額表の見方・使い方	98
第6 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見方・使い方	101
第7 退職所得の源泉徴収税額の求め方	112
第8 年末調整	132
第9 パートタイマー、アルバイトの源泉徴収	155
第10 機械計算による税額等の計算方法	163

一覧式17大付録

1 現物給与・特殊な給与の取扱い	177
2 源泉徴収における諸控除の取扱い	188
3 給与所得者が給与の支払者に提出する各種申告書など	213
4 報酬・料金などに対する源泉徴収	217
5 非居住者又は外国法人に支払う所得に対する源泉徴収	234
6 利子に対する課税関係	240
7 勤務先預金の利子に対する課税関係	243
8 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等に対する課税関係	246
9 勤労者財産形成年金貯蓄の利子等に対する課税関係	251
10 配当に対する課税関係	254
11 公的年金等の課税関係と源泉徴収	260
12 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等の源泉徴収	265
13 災害を受けた給与所得者に対する救済方法	269
14 給与の支払を受ける人の確定申告	271
15 住民税の徴収の方法	276
16 はじめての人にもよくわかる源泉徴収実務問答	291
17 労働・社会保険料の計算と納付方法	301

月額表 2

日額表 10

賞与の表 18

源泉徴収のための
退職所得控除額の表 20

各種控除額の
合計額の早見表 22

給与所得金額の
算出表 24

所得税額の速算表 33

退職所得に係る
住民税の特別徴収
税額早見表 34

用語の
早わかり一覧表 67

(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされました。

この源泉徴収税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

本書は、令和7年4月30日現在の法令等によっています。

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額			甲								乙
			扶 養 親 族 等 の 数								
			0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以	上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額の 3.063%に相当 する金額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
93,000	94,000	390	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
94,000	95,000	440	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
95,000	96,000	490	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
96,000	97,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
97,000	98,000	590	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
98,000	99,000	640	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
99,000	101,000	720	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
101,000	103,000	830	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
103,000	105,000	930	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
105,000	107,000	1,030	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
107,000	109,000	1,130	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
109,000	111,000	1,240	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
111,000	113,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
113,000	115,000	1,440	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
115,000	117,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
117,000	119,000	1,640	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
119,000	121,000	1,750	120	0	0	0	0	0	0	4,300	
121,000	123,000	1,850	220	0	0	0	0	0	0	4,500	
123,000	125,000	1,950	330	0	0	0	0	0	0	4,800	
125,000	127,000	2,050	430	0	0	0	0	0	0	5,100	
127,000	129,000	2,150	530	0	0	0	0	0	0	5,400	
129,000	131,000	2,260	630	0	0	0	0	0	0	5,700	
131,000	133,000	2,360	740	0	0	0	0	0	0	6,000	
133,000	135,000	2,460	840	0	0	0	0	0	0	6,300	
135,000	137,000	2,550	930	0	0	0	0	0	0	6,600	
137,000	139,000	2,610	990	0	0	0	0	0	0	6,800	
139,000	141,000	2,680	1,050	0	0	0	0	0	0	7,100	
141,000	143,000	2,740	1,110	0	0	0	0	0	0	7,500	
143,000	145,000	2,800	1,170	0	0	0	0	0	0	7,800	
145,000	147,000	2,860	1,240	0	0	0	0	0	0	8,100	
147,000	149,000	2,920	1,300	0	0	0	0	0	0	8,400	
149,000	151,000	2,980	1,360	0	0	0	0	0	0	8,700	
151,000	153,000	3,050	1,430	0	0	0	0	0	0	9,000	
153,000	155,000	3,120	1,500	0	0	0	0	0	0	9,300	
155,000	157,000	3,200	1,570	0	0	0	0	0	0	9,600	
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900	
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200	
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500	
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800	
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

その日の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲									乙	丙	
		扶 養 親 族 等 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以 上	未 満	税 額									税 額	税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その日の社会 保険料等控 除後の給与 等の金額の 3.063%に相 当する金額	円	
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0	
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0	
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0	
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0	
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0	
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	0	140	0	
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0	
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0	
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0	
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	0	200	0	
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0	
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	0	230	0	
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	0	260	0	
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	0	270	0	
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	0	280	0	
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	0	300	0	
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	0	310	0	
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	0	330	0	
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	0	340	0	
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	0	360	0	
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	0	370	0	
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	0	390	0	
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	0	400	0	
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	0	420	0	
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	0	440	0	
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	0	470	0	
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	0	510	0	
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	0	540	0	
6,300	6,400	150	90	40	0	0	0	0	0	0	580	0	
6,400	6,500	150	95	40	0	0	0	0	0	0	610	0	
6,500	6,600	155	100	45	0	0	0	0	0	0	650	0	
6,600	6,700	160	100	50	0	0	0	0	0	0	680	0	
6,700	6,800	165	105	50	0	0	0	0	0	0	710	0	
6,800	6,900	165	110	55	5	0	0	0	0	0	750	0	
6,900	7,000	170	110	60	5	0	0	0	0	0	780	0	

「扶養控除等申告書」を提出している人について使用

「扶養控除等申告書」を提出しない人について使用

日雇労働者について使用

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額(2分の1前)		特別徴収税額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額(2分の1前)		特別徴収税額		
か	ら	ま	で		か	ら	ま	で	
		市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)	合 計			市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)	合 計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
～ 3,999		0	0	0	126,000	127,999	3,700	2,500	6,200
4,000	5,999	100	0	100	128,000	129,999	3,800	2,500	6,300
6,000	7,999	100	100	200	130,000	133,999	3,900	2,600	6,500
8,000	9,999	200	100	300	134,000	135,999	4,000	2,600	6,600
10,000	13,999	300	200	500	136,000	137,999	4,000	2,700	6,700
14,000	15,999	400	200	600	138,000	139,999	4,100	2,700	6,800
16,000	17,999	400	300	700	140,000	143,999	4,200	2,800	7,000
18,000	19,999	500	300	800	144,000	145,999	4,300	2,800	7,100
20,000	23,999	600	400	1,000	146,000	147,999	4,300	2,900	7,200
24,000	25,999	700	400	1,100	148,000	149,999	4,400	2,900	7,300
26,000	27,999	700	500	1,200	150,000	153,999	4,500	3,000	7,500
28,000	29,999	800	500	1,300	154,000	155,999	4,600	3,000	7,600
30,000	33,999	900	600	1,500	156,000	157,999	4,600	3,100	7,700
34,000	35,999	1,000	600	1,600	158,000	159,999	4,700	3,100	7,800
36,000	37,999	1,000	700	1,700	160,000	163,999	4,800	3,200	8,000
38,000	39,999	1,100	700	1,800	164,000	165,999	4,900	3,200	8,100
40,000	43,999	1,200	800	2,000	166,000	167,999	4,900	3,300	8,200
44,000	45,999	1,300	800	2,100	168,000	169,999	5,000	3,300	8,300
46,000	47,999	1,300	900	2,200	170,000	173,999	5,100	3,400	8,500
48,000	49,999	1,400	900	2,300	174,000	175,999	5,200	3,400	8,600
50,000	53,999	1,500	1,000	2,500	176,000	177,999	5,200	3,500	8,700
54,000	55,999	1,600	1,000	2,600	178,000	179,999	5,300	3,500	8,800
56,000	57,999	1,600	1,100	2,700	180,000	183,999	5,400	3,600	9,000
58,000	59,999	1,700	1,100	2,800	184,000	185,999	5,500	3,600	9,100
60,000	63,999	1,800	1,200	3,000	186,000	187,999	5,500	3,700	9,200
64,000	65,999	1,900	1,200	3,100	188,000	189,999	5,600	3,700	9,300
66,000	67,999	1,900	1,300	3,200	190,000	193,999	5,700	3,800	9,500
68,000	69,999	2,000	1,300	3,300	194,000	195,999	5,800	3,800	9,600
70,000	73,999	2,100	1,400	3,500	196,000	197,999	5,800	3,900	9,700
74,000	75,999	2,200	1,400	3,600	198,000	199,999	5,900	3,900	9,800
76,000	77,999	2,200	1,500	3,700	200,000	203,999	6,000	4,000	10,000
78,000	79,999	2,300	1,500	3,800	204,000	205,999	6,100	4,000	10,100
80,000	83,999	2,400	1,600	4,000	206,000	207,999	6,100	4,100	10,200
84,000	85,999	2,500	1,600	4,100	208,000	209,999	6,200	4,100	10,300
86,000	87,999	2,500	1,700	4,200	210,000	213,999	6,300	4,200	10,500
88,000	89,999	2,600	1,700	4,300	214,000	215,999	6,400	4,200	10,600
90,000	93,999	2,700	1,800	4,500	216,000	217,999	6,400	4,300	10,700
94,000	95,999	2,800	1,800	4,600	218,000	219,999	6,500	4,300	10,800
96,000	97,999	2,800	1,900	4,700	220,000	223,999	6,600	4,400	11,000
98,000	99,999	2,900	1,900	4,800	224,000	225,999	6,700	4,400	11,100
100,000	103,999	3,000	2,000	5,000	226,000	227,999	6,700	4,500	11,200
104,000	105,999	3,100	2,000	5,100	228,000	229,999	6,800	4,500	11,300
106,000	107,999	3,100	2,100	5,200	230,000	233,999	6,900	4,600	11,500
108,000	109,999	3,200	2,100	5,300	234,000	235,999	7,000	4,600	11,600
110,000	113,999	3,300	2,200	5,500	236,000	237,999	7,000	4,700	11,700
114,000	115,999	3,400	2,200	5,600	238,000	239,999	7,100	4,700	11,800
116,000	117,999	3,400	2,300	5,700	240,000	243,999	7,200	4,800	12,000
118,000	119,999	3,500	2,300	5,800	244,000	245,999	7,300	4,800	12,100
120,000	123,999	3,600	2,400	6,000	246,000	247,999	7,300	4,900	12,200
124,000	125,999	3,700	2,400	6,100	248,000	249,999	7,400	4,900	12,300

退職
特別
徴収
の

第1

源泉所得税の改正のあらまし

◎令和7年度の税制改正により、源泉所得税関係について次のような改正が行われました。

(注) 令和7年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

1 給与所得控除について、最低保証額の引上げが行われました。

この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 給与所得控除の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。
- (2) (1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表が改正され、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます
- (3) (1)の改正に伴い、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表が改正され、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。

2 基礎控除について、控除額の引き上げが行われました。

この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます

- (1) 合計所得金額が2,350万円以下である所得者の基礎控除額が10万円引き上げられました。
- (2) (1)の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額が引き上げられ、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます。
- (3) 令和7年分以後の各年分において、個人の合計所得金額が655万円（令和9年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合には、次のとおり基礎控除の額を加算する基礎控除の特例が設けられました。

① 令和7年分及び令和8年分

所得者の合計所得金額	基礎控除加算額
132万円以下	37万円
132万円超 336万円以下	30万円
336万円超 489万円以下	10万円
489万円超 655万円以下	5万円

② 令和9年分以後の各年分

所得者の合計所得金額	基礎控除加算額
132万円以下	37万円

3 特定親族を有する居住者に対して、特定親族特別控除が創設されました。この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 居住者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（その居住者の配偶者及び青色事業

専従者等を除き、合計所得金額が123万円以下であるものに限り、)等で控除対象扶養親族に該当しないものをいいます。)を有する場合には、特定親族特別控除として、その居住者のその年分の総所得金額等から、その特定親族1人につき次のとおりの控除額を控除することとされました。

特定親族の合計所得金額		特定親族特別控除額
58万円超	85万円以下	63万円
85万円超	90万円以下	61万円
90万円超	95万円以下	51万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円

- (2) (1)の特定親族特別控除は、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合等には給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用でき、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用されます。
- (3) (1)の特定親族特別控除は、年末調整において適用でき、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。

4 扶養親族等の範囲について、次の改正が行われました。

この改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。

- (1) 勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下（改正前：75万円以下）に引き上げられました。
- (2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下（改正前：48万円以下）に引き上げられました。

5 生命保険料控除について、次の改正が行われました。

この改正は、令和8年1月1日から施行されます。

- (1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合には、令和8年分における当該一般生命保険料控除の控除額の計算は次のとおりとされました。

年間の新生命保険料		控除額
30,000円以下		新生命保険料の全額
30,000円超	60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超	120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超		一律60,000円

- (2) 旧生命保険料及び(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（改正前：4万円）とされました。

6 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の改正が行われました。

- (1) 特例対象個人が、認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を

令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとされました。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	4,500万円
エネルギー消費性能向上住宅	4,000万円

- (2) 特例認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用対象とすることとされました。

7 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、次の改正が行われました。

- (1) 子育て対応改修工事等に係る措置について、対象となる家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合についても適用対象とすることとされました。
- (2) 子育て対応改修工事等を行った特例対象個人が、その年の前年に行った子育て対応改修工事等について本特例の適用を受けている場合には、その年において本特例は適用しないこととされました。この改正は、子育て対応改修工事等をして、令和7年1月1日以後に自己の居住の用に供する場合について適用されます。

8 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の改正が行われました。

特例対象個人に該当する住宅被災者が、認定住宅等の新築等をした認定住宅等又は買取再販認定住宅等の取得をした家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとされました。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
特定エネルギー消費性能向上住宅	
エネルギー消費性能向上住宅	

9 公的年金等控除の最低控除額等の特例について、65歳以上である居住者が支払を受ける公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金額が引き上げられました。
この改正は、令和8年1月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

10 社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に名称変更されることに伴い、所要の整備が行われました。

11 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の改正が行われました。

- (1) 特定累積投資勘定に受け入れることができる上場株式投資信託の受益権の範囲に、一定額の範囲内で取得することができる最も多い口数の当該受益権を加えることとされました。
- (2) 廃止通知の提出又は提供により非課税口座に設けられる特定累積投資勘定については、当該廃止通知の提出又は提供があった日（その勘定を設定しようとする年の1月1日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日）において設けられることとされました。
- (3) その他所要の改正が行われました。

12 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、次の改正が行われました。

居住者等が次に掲げる日のいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、同日において当該居住者等が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に未成年者口座廃止届出書の提出をしたものとみなすこととされました。

- ① 当該未成年者口座に設けられる非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日又は対象年（当該居住者等がその年1月1日において18歳である年をいいます。）の1月1日のいずれか遅い日
- ② 令和8年1月1日

13 退職所得課税について、次の改正が行われました。

この改正は、令和8年分以後の所得税について適用されます。

老齢一時金（確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいいます。）以外の退職手当等の支払を受ける年（以下「受給年」といいます。）の前年以前9年以内に老齢一時金（令和8年1月1日以後に支払を受けたものに限ります。）の支払を受けた場合には、次に掲げる退職手当等が退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とされました。

- ① 令和8年1月1日以後に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前9年以内に支払を受けたもの
- ② 令和8年1月1日前に支払を受けた退職手当等であって、受給年の前年以前4年以内に支払を受けたもの

14 令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会の、①公式参加者に勤務する非住居者、②公式参加者の博覧会関連業務を行う一定の外国法人に勤務する非住居者、③公式参加者が博覧会の会場における一定の任務のために任命する非住居者、④その任務に係る事務の代理をする非住居者、⑤博覧会国際事務局の事務局長等である非住居者の一定の給付については、所得税が課されないこととされました。

所得税が課されないこととされるのは、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に行う博覧会関連業務に係る勤務に基因する給与に限られます。

令和6年度以前の税制改正により、令和7年1月1日以後適用される主なもの

- 1 支払調書等の電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法等による提出義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった支払調書等の枚数を30枚以上（改正前：100枚以上）に引き下げられました。

この改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき支払調書等について適用されます。

- 2 給与所得者の扶養控除等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用されます。

(注) 従たる給与についての扶養控除等申告書についても、同様の改正が行われました。

- 3 源泉徴収票の提出方法について、次の見直しが行われました。

この改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき給与所得及び公的年金等の源泉徴収票について適用されます。

- (1) 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされます。
- (2) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村の長への提出を要しないこととされる給与等の範囲と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与等とされました。
- (3) 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の措置が講じられました。

第2

源泉徴収制度のあらまし

区 分	説 明
源泉徴収	源泉徴収とは、給与や退職手当、公的年金等、利子、配当、報酬・料金など一定の所得を支払う際に、その支払者が、その支払う金額から所定の金額の所得税及び復興特別所得税を天引きする方法によって徴収し、その徴収した所得税及び復興特別所得税を国に納付することをいいます。 このようにして徴収された所得税及び復興特別所得税は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、最終的には、その年の年末調整や確定申告によって精算されます。 なお、この所得税及び復興特別所得税を徴収して国に納付する義務を負う者を源泉徴収義務者と呼び、その徴収して納付する所得税及び復興特別所得税を源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税又は源泉所得税及び復興特別所得税などと呼んでいます。 (注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生じる所得のうち、所得税の源泉徴収の対象とされている所得については、所得税を徴収する際に、復興特別所得税を併せて徴収し、徴収した所得税と併せて納付する源泉徴収制度が採用されています。
源泉徴収の対象となる所得	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収は、次に掲げる所得について行います。 (1) 居住者である個人に支払うもの (注) 「居住者」とは、日本国内に住所を有するか、又は日本国内に現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。 イ 給 与 等 俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有するものです。 ロ 退 職 手 当 等 退職手当、退職一時金などです。 ハ 公 的 年 金 等 国民年金法や厚生年金保険法等に基づく年金、恩給(一時恩給を除きます。)、過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金などです。 ニ 利 子 等 預貯金の利子、公債や社債の利子、合同運用信託又は公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配などです。 ホ 配 当 等 株主や出資者が会社などから受ける剰余金の配当(法人課税信託の受益権、公募公社債等運用投資信託以外の公社債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含みます。)、利益の配当(資産の流動化に関する法律に規定する中間配当を含み、分割型分割によるもの及び株式分配を除きます。)、や剰余金の分配、金銭の分配、相互保険会社の基金利息、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)、及び特定受益証券発行信託の収益の分配です。 なお、会社の合併(法人課税信託に係る信託の併合を含み、適格合併を除

区 分	説 明
源泉徴収の対象となる所得	きます。)や分割型分割(適格分割型分割を除きます。),資本の払戻し(分割型分割を除きます。),解散、自己の株式又は出資の取得などが行われた場合や、出資の消却(取得した出資について行うものを除きます。),退社若しくは脱退による持分の払戻しが行われた場合などには、剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配があったものとみなされる場合があります。 ヘ 報酬・料金など その内容は、本書の付録4(217ページ以下)に説明してあります。 ト 生命保険契約等及び損害保険契約等に基づく年金 チ 定期積金の給付補填金等 定期積金等の給付補填金、抵当証券の利息、貴金属の売戻し条件付売買の利益、一時払養老保険の差益などです。 リ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 ヌ 源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡による所得等 ル 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ヲ 割引債の償還差益や割引債の償還金に係る差益金額 (2) 内国法人に支払うもの イ 利 子 等 ロ 配 当 等 ハ 定期積金の給付補填金等 ニ 匿名組合契約等に基づく利益の分配 ホ 馬主が受ける競馬の賞金 ヘ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ト 割引債の償還差益や割引債の償還金に係る差益金額 (3) 非居住者又は外国法人に支払うもの その内容は、本書の付録5(234ページ以下)に説明してあります。 (注)「非居住者」とは、居住者以外の個人をいいます。
源泉徴収税額の計算	源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、所得の支払者が計算することになっています。 この計算方法は、「源泉徴収の対象となる所得」に掲げた所得の種類ごとに定められていますが、給与所得など主要なもののあらましは、次のとおりです。 (1) 給与所得及び退職所得 給与所得については所定の税額表を、退職所得については速算表を使用して計算します。この場合、その計算に当たっては、次のような準備が必要です。なお、これらの準備のために必要な書類は、全て税務署から交付を受けられます(国税庁ホームページ【http://www.nta.go.jp/】でも提供されています。) イ 税額表を用意すること 税額表の種類は、第3(83ページ)に説明してあります。 ロ 申告書の提出を受けること 給与所得や退職所得の支払を受ける人から、税額計算のために必要な申告書の提出を受け、その内容を検討し、税額表の適用区分や扶養親族等の数又は金額などを確認します。提出を受ける申告書の種類や提出を受ける期限などは、本書の付録3(213ページ以下)に掲げてあります。

区	分	説	明
源泉徴収税額の計算		ハ 源泉徴収簿を用意すること 給与を支給した事績や所得税及び復興特別所得税を徴収した事績、その徴収した所得税及び復興特別所得税の計算の基礎などは、全て給与の支払を受ける人ごとに記録しておかないと、年末調整の手続ができないことになります。このため、毎年最初（年途中で就職した人については、就職後最初）に給与を支払う時までに、このような記録をするための帳簿として各人ごとに源泉徴収簿を作成します。 (2) 公的年金等 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の有無や公的年金等の区分に応じて、支給金額から一定金額を控除した残額に5.105%又は10.21%の税率を適用して計算します。付録11（260ページ以下）を参照してください。 (3) 利子所得及び配当所得 利子所得又は次のイ及びロに掲げる配当所得については、支払金額に15.315%（居住者については、このほかに地方税5%）の税率を適用して計算します。付録6（240ページ以下）及び付録10（254ページ以下）を参照してください。 イ 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 ロ 特定目的信託の社債的受益権の収益の分配 その他の配当所得については20.42%（上場株式等、公募証券投資信託の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については15.315%（居住者については、このほかに地方税5%））の税率を適用して計算します。 (4) 定期積金の給付補填金等 支払金額に15.315%（居住者については、このほかに地方税5%）の税率を適用して計算します。 (5) 報酬・料金など 付録4（217ページ以下）に説明したところにより計算します。	
源泉徴収税額の徴収と納付		計算した税額は、それぞれ、その所得を支払う際に徴収し、その月中に徴収した総額は、翌月の10日までに国に納付します。ただし、この期限については、次のような特例があります。 (1) 源泉徴収時期の特例 イ 法人の法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与などや配当（一定の投資信託又は特定受益証券発行信託の収益の分配を除きます。）については、それを支払うことになった日から1年を経過してもなお未払であるときは、その1年を経過した日に支払があったものとみなして所得税及び復興特別所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに国に納付します（所法181②、183②）。 ロ 発行時源泉徴収の対象とされる割引債の償還差益（230ページ）は、その割引債の発行の際に所得税及び復興特別所得税を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに国に納付します（措法41の12③）。 (2) 納期の特例 常時10人未満の人に給与を支払っている事務所、事業所などで税務署長の承認を受けた者は、その事務所、事業所などで支払った給与や退職手当及び弁護士、税理士、公認会計士などの一定の報酬・料金について源泉徴収した税額を毎年1月から6月まで及び7月から12月までの6か月分ずつをまとめて、それぞれその年の7月10日及び翌年の1月20日まで	

区 分	説 明
源泉徴収税額の徴収と納付	に納付することができます（所法216）。 なお、この納期の特例の適用を受けるためには、給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出する必要があります（所法217①）。 （注） この申請書を提出した日の属する月の翌月末日までに承認又は却下の処分がなかったときは、その翌月末日において承認があったものとみなされますので、申請月の翌々月以降に納付すべきものからこの特例が適用されます（所法216、217⑤）。 （3） 翌月10日又は翌年1月20日が日曜日、祝日などの休日又は土曜日である場合の納期限 源泉徴収した税額の納期限である各月の10日又は（2）の納期の特例の適用を受ける場合の1月20日が、日曜日、祝日などの休日に当たる場合や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日がそれぞれ納期限となります（通法10②、通令2②）。 （4） 災害等の場合の納期限の特例 災害その他やむを得ない理由により、源泉徴収した税額をその納期限までに納付することができないことになった場合は、その理由がやんだ日から2か月以内の期間内で納期限の延長が行われます（通法11）。 この延長は、災害による被害が広い地域に及ぶ場合や国税庁が運用するシステムに障害があった場合には、地域及び期日又は対象者の範囲及び期日を指定した国税庁長官の告示により行われますが、それ以外の場合には、税務署長に対する個別の申請により行われます（「災害による申告、納付等の期限延長申告書」を提出します。新型コロナウイルスによる場合も同様です。）。
源泉徴収税額の納付方法	徴収した税額は、「所得税徴収高計算書（納付書）」（この用紙は、税務署から交付を受けられます。）に所定の事項を記載し、これに納付金額を添えて所轄の税務署又は日本銀行の本店、支店、代理店、歳入代理店（ほとんどの金融機関の店舗が日本銀行代理店又は歳入代理店となっています。）若しくはゆうちょ銀行の代理店となっている郵便局で納付します。 ※ インターネットを利用して納付することもできます。詳しくは国税電子申告・納税システム（e-Tax）ホームページ【https://www.e-tax.nta.go.jp/】をご覧ください。
源泉徴収税額を納付しなかった場合	源泉徴収義務は、その所得を支払うことによって自動的に生じますから、法定の納期限までにその税額を国に納付しない場合には、国（具体的には、納税地の所轄税務署長）は、その税額をその所得の支払者から徴収します（所法221）。 また、法定の納期限までに納付しなかった場合には、延滞税や不納付加算税などを負担しなければならないことがあります。
給与や公的年金等の支払者が行わなければならないこと	以上のほか、給与や公的年金等の支払者が所得税及び復興特別所得税の源泉徴収に関して行わなければならないことをまとめてみますと、次のようになります。 （1） 給与支払事務所等の開設等の届出 新たに給与を支払うこととなった場合や支店を開設するなど給与の支払事務を取り扱う事務所、事業所などを設けた場合又はこれらの事務所などを移転したり廃止した場合には、これらの事実があった日から1か月以内に、使用人の職種別人員などを記載した届出書を、その事務所な

区	分	説	明
給与や公的年金等の支払者が行わなければならないこと		どの所在地（事務所を新設した場合には新設した事務所の所在地、事務所を廃止した場合には廃止前の事務所の所在地、平成29年4月1日以後に事務所を移転した場合には移転前の事務所の所在地）を所轄する税務署長に提出します（所法230、所規99）。 (2) 年 末 調 整 毎年最後に給与の支払をする際に年末調整を行います（所法190）。 年末調整の要領は、第8（132ページ以下）に説明してあります。 (3) 給与や公的年金等の支払明細書の交付 給与所得や退職所得、公的年金等を支払う者は、支払金額と徴収税額などを記載した支払明細書を、その支払を受ける人に交付します（所法231、所規100）。 (4) 源泉徴収票の交付と提出 その年中の給与所得や退職所得、公的年金等についてそれぞれ源泉徴収票を作成し、次の期限までにその支払を受ける人に交付するとともに、支払金額が一定の金額以上のものについては税務署長にも提出します（所法226）。 イ 年の途中で退職した人については、退職後1か月を経過する日 ロ その他の人については、翌年1月末日 (注) 令和9年1月1日以後、給与等又は公的年金等の支払をする者が、源泉徴収票に記載すべき一定の事項が記載された給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を市町村の長に提出した場合には、これらの報告書に記載された給与等又は公的年金等については、その支払をする者は、給与等又は公的年金等の源泉徴収票の提出をしたものとみなされます（所法226⑥）。 (5) 支払調書の提出 報酬・料金、定期積金の給付補填金等、利子、配当などの支払者は、その報酬・料金、給付補填金等、利子、配当などについて所定の源泉徴収税額を徴収し、納付するほか、一定金額以上のものについてはそれぞれ支払調書を作成し、所定の期限までに税務署長に提出します（所法225）。 ただし、居住者又は非居住者に対して支払う源泉分離課税とされる所得などについては、支払調書の提出を要しないものがあります（措法3③、8の2⑤、41の10③など）。	